

## 6 整備誘導基準

# 1 便所

## 【基本的な考え方】

- ・オストメイトとは、直腸や膀胱の疾患のため排泄機能に障害を負い、手術によって腹部に人工肛門・人工膀胱（ストーマ）を造設した人のことです。
- ・ストーマには排泄を調整する機能がないため、排泄物を一時的に貯留するストーマ装具を常時装着しておき、便房において排泄物の処理（ストーマ装具からの排泄物の処分、腹部の洗浄、装具の交換等）を行う必要があります。
- ・オストメイトの社会参加を促進する上で、排泄物の処理等を円滑に行える便房を整備することが重要です。

## 整備誘導基準

## 解説

条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途（卸売市場を除く。）若しくは同項の(8)のア、(13)若しくは(15)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設で延べ面積が10,000平方メートル以上のもの又は同項の(19)若しくは同表の3の項の(2)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設に、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。

ア オストメイト（人工肛門又は人工<sup>ぼうこう</sup>膀胱を使用する者をいう。）

が円滑に利用することができるものとして、フラッシュバルブ式汚物流し等が適切に配置された便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設けること。

イ アに定める便房を設けた便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

- ・オストメイトが円滑に利用することができるものとして、以下のよう設備が挙げられます。
- ・ストーマ装具に溜まった便や尿を流すための汚物流し
- ・ストーマ装具を洗浄するための水洗器具
- ・ストーマや周辺の腹部を洗浄するための温水シャワー。
- ・ストーマ装具の再装着などを確認するための姿見鏡。
- ・使用済みストーマ装具を廃棄するための汚物入れ
- ・ペーパーホルダー
- ・水石鹸入れ
- ・荷物棚、フック

## 整備例

- ・ p. 26～27 を参照

## 2 ホテル又は旅館の客室

### 【基本的な考え方】

- ・誰もが外出や旅行等の機会を楽しめるよう、宿泊施設では、様々な利用者に対応した整備が求められます。
- ・車椅子使用者が利用できる構造の客室を整備するほか、聴覚障害者や視覚障害者に対応した設備等を設置します。

### 整備誘導基準

### 解説

(1) 条例別表第2の1の項の(7)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設で延べ面積が5,000平方メートル以上のものには、車椅子使用者用客室を1以上設けること。

(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。

ア 便所は、次に掲げるものとする。

- (7) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (ウ) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (エ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

イ 浴室等は、次に掲げるものとする。

- (7) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (ウ) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (エ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

・p.18 (「1 建築物」の「4 便所」)  
参照

・p.74 (「1 建築物」の「9 浴室等」)  
参照

### 整備が望ましい項目

### 解説

- ・浴室や便所には、非常呼出ボタンを設置すること。
- ・聴覚障害者に対応した設備を設置又は貸し出しすること。

- ・以下のような設備を備えることが望まれます。
  - ・屋内信号装置（目覚まし時計、ドアのノックやチャイム、火災報知器の警報音、電話やファックスの着信等を感知し、振動やフラッシュライトの点滅等で知らせる装置）
  - ・ファックス
  - ・音量増幅装置付き電話機
  - ・振動式目覚まし時計
  - ・文字放送受信テレビ

- ・客室の戸は、部屋番号等を点字により表示する等視覚障害者が円滑に利用できるものとする。
- ・避難経路を示す案内板等は、点字により表示すること。

### 3 授乳場所

#### 【基本的な考え方】

- ・乳幼児同伴で外出ししやすいよう、様々な施設、特に、比較的長時間滞在する施設において授乳場所を設けることは、子育て支援の観点からも有効と考えられます。
- ・授乳やおむつ替えのための設備を設けるとともに、プライバシーの確保や清潔さに留意します。
- ・男性の利用（哺乳瓶での授乳）にも配慮する必要があります。

#### 整備誘導基準

#### 解説

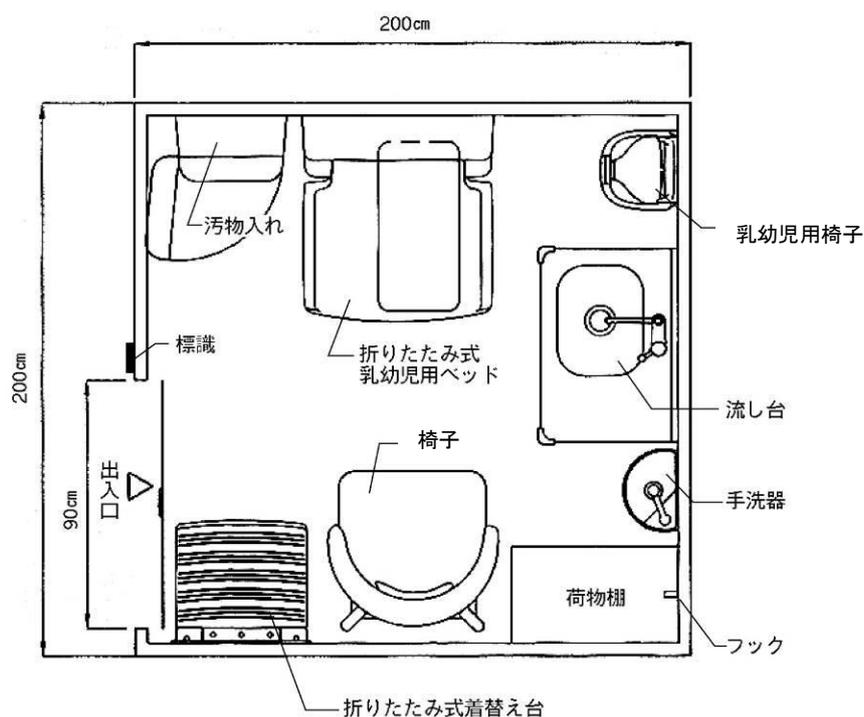
- (1) 条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途（卸売市場を除く。）、同項の(8)のアに掲げる用途、同項の(12)に掲げる用途（遊技場を除く。）、同項の(13)に掲げる用途若しくは同項の(15)に掲げる用途（飲食店に限る。）に供する特定まちづくり施設で延べ面積が5,000平方メートル以上のもの又は同表の3の項の(2)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設にあっては、授乳場所を1以上設けること。
- (2) 授乳場所は、次に掲げるものとすること。
- ア ベビーベッド、椅子等が適切に配置されていること。
- イ 授乳場所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

次のような設備を備えることが望まれます。

- ・椅子
- ・調乳用の流し台、給湯設備
- ・おむつ替え等のためのベビーベッド
- ・手洗器
- ・汚物入れ
- ・荷物棚、フック

#### 整備例

#### ■授乳場所の整備例



## 4 避難口誘導灯

### 【基本的な考え方】

- ・非常時には、様々な方法により、障害者や高齢者をはじめ全ての利用者に情報を確実に伝え、安全に避難できるよう誘導することが必要です。
- ・聴覚障害者は、火災発生に気づくのが遅れる傾向があります。したがって、火災等の非常時に、ベルや館内放送といった音声だけでなく視覚による情報伝達ができる設備を設置します。

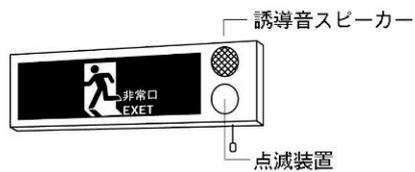
### 整備誘導基準

解説

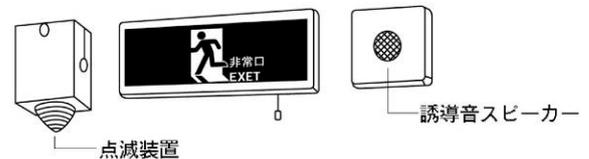
条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途（卸売市場を除く。）若しくは同項の(7)、(8)のA若しくは(11)から(16)までに掲げる用途に供する特定まちづくり施設で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの又は同項の(19)若しくは(24)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設で自動火災報知設備を設けるものにあつては、点滅機能及び音声誘導機能を有する避難口誘導灯を設けること。

### 整備例

#### ■点滅機能・音声誘導機能付き避難口誘導灯の例

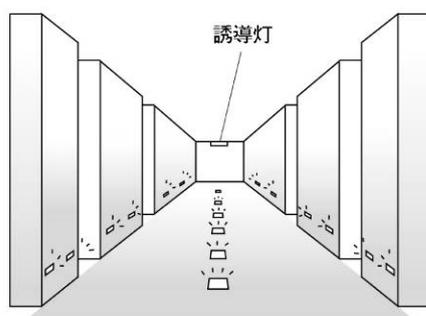


#### 【既設誘導灯に追加取付する方法】

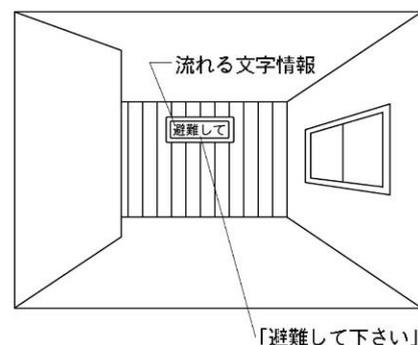


#### ■視覚情報による避難誘導設備のその他の例

##### ◇光走行式避難誘導装置の例



##### ◇文字情報が流れる電光掲示板の例



## 5 集団補聴設備

### 【基本的な考え方】

- ・誰もが音楽鑑賞や観劇、スポーツ観戦、講演会への参加といった活動を楽しめるよう、様々な利用者を想定して整備することが求められます。
- ・聴覚障害者（難聴者）が会場内の騒音の中でも必要な音声を聞き取りやすくするための設備を設置します。

### 整備誘導基準

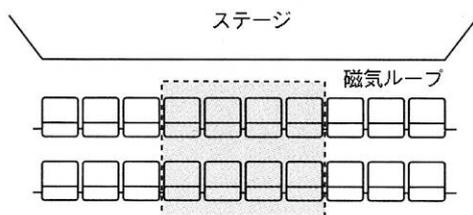
### 解説

条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設にあっては、磁気ループ等の集団補聴設備を設けた客席を設けること。

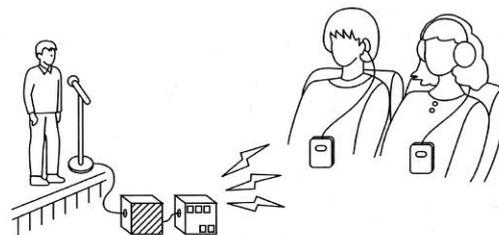
- ・集団補聴設備として、磁気ループのほかに、赤外線補聴システム、FM補聴システムがあります。

### 整備例

#### ■磁気ループ



#### ■赤外線システム



磁気ループ	<p>マイクからの音声信号を、ループアンプから床面に敷設したループアンテナに流してループに電磁波を発生させ、補聴器の磁気誘導コイル（Tコイル）で受信して聞くシステムです。</p> <p>補聴器のスイッチを「T」（又は「MT」）に切り替えると、マイクからの音声だけが補聴器に入るので、会場内の騒音に影響されずに聞き取ることができます。</p> <p>可搬式のものもあります。</p>
赤外線補聴システム	<p>マイクからの音声を赤外線送信機により赤外線に変換して放射し、専用の赤外線受信機を通して聞くシステムです。受信機はヘッドホン又は補聴器に接続します。</p>
FM補聴システム	<p>マイクからの音声をFM電波で送信し、受信機を通して補聴器で聞くシステムです。受信機を内蔵した補聴器を利用する方法と、受信機に補聴器を接続する方法があります。</p>